

＜東京都立産業貿易センター指定管理者募集要項（台東館）別冊＞

管理運営業務の内容及び基準

令和 7 年 7 月

東京都産業労働局商工部経営支援課

目 次

総則

1	主旨	1
2	用語の定義	1
3	産業貿易センター施設概要	
(1)	産業貿易センター施設が入居する建物の概要	1
(2)	業務の対象施設等	1
4	業務実施主体	
(1)	業務実施主体の定義	2
(2)	業務の一体的実施及び区分管理	2
(3)	業務の継続性の担保	2
(4)	施設の目的外使用の禁止	2
(5)	協定及び委託契約の締結	3
5	業務の期間	3
6	資格	3
7	業務上の責務	
(1)	行政手続きにおける指定管理者の責務	3
(2)	運営規程の整備及び文書管理	3
(3)	情報公開及び個人情報保護	3
(4)	電子情報に関するセキュリティ対策	4
(5)	暴力団排除に関する取組	4
(6)	都の災害対策への協力	4
8	業務を実施するに当たっての留意事項	4
9	業務の引継ぎ等	5
10	協定の締結等	
(1)	基本協定	5
(2)	年度協定	5
(3)	事業実施計画書	5
(4)	利用料金承認申請	5
(5)	臨時休場日承認申請	5
(6)	臨時開場時間又は開場時間外利用承認申請	5
(7)	プログラム等の利用許諾契約	6
(8)	施設保全管理業務等委託契約	6
(9)	その他、指定管理業務に付随する協定等	6

I 産業貿易センターの管理運営業務

1	展示室等管理業務	
(1)	展示室及び会議室の貸出等	7
(2)	施設、設備及び物品の維持管理・修繕	7
2	利用料金及び都納付金	
(1)	利用料金制度の適用	8
(2)	利用料金等收受の原則	9
3	指定管理料	9
4	開場時間	9

5	開場時間外の利用承認	10
6	荷扱場の利用時間	10
7	正規休場日	10
8	臨時休場日及び開場時間の変更	10
9	利用受付	
	(1) 受付方法	10
	(2) 利用の不承認	10
	(3) 利用承認の取消、制限又は停止	11
10	業務実施要領	
	(1) 業務体制	11
	(2) 申請手続及び様式	11
	(3) 要望把握と業務への反映	11
	(4) 利用促進活動等	11
	(5) 地域住民、周辺事業者、自治体等との連絡に係る業務	11
	(6) 事故等緊急時の対応	11
	(7) 前指定期間中に受け付けた利用者の次期指定期間での利用について	12
	(8) 施設・設備の保全・管理業務	12
	(9) 施設・設備の修繕	12
	(10) 情報システムの保守管理	13
	(11) 産業貿易センターの管理運営に係る物品	14
	(12) 公租公課	14
11	事業報告等	
	(1) 事業報告書の提出	14
	(2) 随時報告、実地調査及び指示	14
	(3) 管理運営状況評価及び改善指示	14
	(4) 指定の取消及び業務の停止	15

II 産業貿易センター等施設保安全管理業務等

1	基本事項	
	(1) 業務責任者の選任	16
	(2) 法定資格者の選任	16
	(3) 損害賠償	16
	(4) 緊急対応	16
	(5) 施設保安全管理台帳の整備	16
	(6) その他	16
2	業務経費	16
3	業務実施要領	
	(1) 施設・設備の工事	17
	(2) 情報システムの改修等	17
	(3) 共用部分に関する保全・管理業務及び修繕	18
	(4) 合同庁舎入居機関との連絡調整	18
	(5) その他の業務	18

III 自主事業の運営（任意）

1 自主サービス事業

(1) 基本事項	19
(2) 収入及び費用負担	19
2 自主企画業務	
(1) 基本事項	19
(2) 収入及び費用負担	19

別紙

別紙1 定義集	20
別紙2 基本協定項目一覧（予定）	21
別紙3 年度協定項目一覧（予定）	23
別紙4 都納付金及び施設稼働率算定基準	24
別紙5 管理運営収支スキームの模式図	26

別表

別表1 施設・設備の修繕・工事の実施者及び費用負担	27
別表2 情報システムの管理の区分	27
別表3 物品購入等の区分	28
別表4 物品の所有・管理方法の区分	29
別表5 台東館料金体系表（上限額）	30

管理運営業務の内容及び基準

総 則

1 主旨

本書は、「指定管理者募集要項」の別冊として、設置条例に基づき産業貿易センターの指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 用語の定義

本書において使用する用語の定義は、「指定管理者募集要項」における定義に従う。(別紙1「定義集」を参照。)

3 産業貿易センター施設概要

指定管理者は、以下に示す台東館の施設を管理する。

なお、台東館は、都と台東区が区分所有する合築建物の一部であり、指定管理者は都からの委託を受けて、建物の全体共用部分の管理も行う。

(1) 産業貿易センター施設が入居する建物の概要

詳細は、別途、募集説明会にて配布する「東京都立産業貿易センター台東館施設図面集」を参照のこと。

台東館が入居する建物

ア 所在地 東京都台東区花川戸二丁目6番5号

イ 建物の規模・構造等

- i 沿革 昭和44年9月竣工
平成27年3月大規模修繕工事竣工
- ii 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造
地上9階、地下1階、塔屋3階
- iii 延床面積 19,505 m² (都69%、台東区31%の区分所有)
うち、都専有部分 10,574.98 m²
台東区専有部分 4,832.39 m²
共用部分 4,097.63 m²
- iv 敷地面積 3,047 m² (所有者である台東区より使用許可)

(2) 業務の対象施設等

① 産業貿易センターの管理運営業務の対象施設（指定管理者専用部分）

設置条例で定める産業貿易センターの指定管理業務の対象施設は、以下のとおり。

i 展示室4室(*1)	4階	約 1,495 m ²	約 5,836 m ²
	5～6階	各階 約 1,479 m ²	
	7階	約 1,383 m ²	
ii 会議室2室			約 135 m ²
iii 搬出入用荷扱場及び駐車場、エレベーター(*2)、事務室ほか			約 4,604 m ²
計			約 10,575 m ²

*1 半室利用時 最大8室。天井高3m、フローリング床仕上げ

*2 乗用エレベーター４基（ほか台東区民会館専用２基）、荷物用エレベーター２基

② 産業貿易センター等施設保全管理業務等の対象施設（合同庁舎全体）

台東館は、台東区民会館が併設される合同庁舎となっている。合同庁舎全体の施設・設備等を効率的かつ効果的に運営・維持管理する観点から、施設保全管理業務等（都が施設所有者として費用を負担し、指定管理者が都からの委託を受けて実施する業務）については、「指定管理者募集要項」の５「指定管理者が行う受託業務」として区分しつつ、上記①の指定管理業務と一体的に行う。本業務の対象施設の範囲は、合同庁舎全体とする（外構部も対象とする。）。

本書で用いる施設区分の名称とその関係をまとめると、以下のとおり。

合同庁舎全体 19,505 ㎡		
台東館（指定管理者専用部分） 10,575 ㎡	台東区民会館（台東区専用部分） 4,832 ㎡	共用部分 4,098 ㎡

４ 業務実施主体

（１）業務実施主体の定義

本書において、業務内容ごとに業務実施主体の立場を明確に区別する必要がある場合は、下表のとおり表記する。

表記	業務実施主体	対象施設
指定管理者	「産業貿易センターの管理運営業務」を行う者	産業貿易センター （指定管理者専用部分）
管理受託者	「産業貿易センター等施設保全管理業務等」を行う者	産業貿易センター 及び共用部分等

（２）業務の一体的実施及び区分管理

指定管理者及び管理受託者は、「指定管理者募集要項」に示す指定管理業務と受託業務とを、一体的・総合的に実施する。

ただし、設置条例に基づき都から公の施設の管理運営権限を委任される「指定管理者」と、委託契約に基づき都から施設保全管理業務等を委託される「管理受託者」とでは、業務の根拠や権限が異なることから、業務に関する法律行為や会計処理に当たっては両者を明確に区分して管理すること。

（３）業務の継続性の担保

指定管理者及び管理受託者は、指定期間中、指定管理業務及び受託業務により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することはできない。また、その業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委任し、又は委託してはならない。

（４）施設の目的外使用の禁止

指定管理者及び管理受託者は、指定管理施設の全部又は一部を、指定管理業務及び受託業務以外の目的で使用することはできない。

なお、指定管理業務に付随する自主事業のために指定管理施設を使用する場合は、上記の指定管理業務を目的とする使用とみなす。ただし、自主企画催事等運営業務のために指定管理施設を使用する場合はこの限りではない（Ⅲ ２を参照。）。

また、指定管理者及び管理受託者は、設置条例等で定める施設の利用貸出を除き、指定管理施設を第三者に貸出し、あるいは占有させることはできない。ただし、施設の管理運営業務の一部について委託等を行った者に対して、その業務の履行のために必要な部分を使用させる場合を除く。

(5) 協定及び委託契約の締結

指定管理者は、指定期間の開始前に、「指定管理者募集要項」及び本書に定められている内容を基準とする業務の細目について都と協議し、基本協定を締結すること。また、毎事業年度の開始前に年度協定を締結するとともに、指定管理者が行う受託業務に関する委託契約を締結すること。

基本協定及び年度協定に記載すべき具体的事項は、10「協定の締結等」に示す。

5 業務の期間

	台東館
指定管理業務期間（指定期間）	令和8年4月1日 ～ 令和13年3月31日
受託業務期間（委託期間）	令和8年4月1日 ～ 令和13年3月31日

6 資格

(1) 指定管理者及び管理受託者は、業務を行うために必要な官公署の免許、許可、認定等を受けていること。なお、個々の業務について第三者に委託する場合には、委託先がそれぞれの業務について必要な官公署の免許、許可、認定等を受けていること。

(2) 指定管理者及び管理受託者は、自らの職員又は委託先の職員（個別業務の一部について第三者に委託する場合。）のうちから、施設の管理業務に必要な資格を有する者をあらかじめ指名し配置しなければならない。ただし、法令等により施設への常駐が義務付けられていない者については、あらかじめ当該資格を有する者の氏名を知事に届け出ることにより、施設に常駐させないことができる。

7 業務上の責務

(1) 行政手続きにおける指定管理者の責務

指定管理者は、産業貿易センターの利用承認（不承認、変更承認、承認取消を含む。）を行うに当たっては、東京都行政手続条例が適用され、その範囲において行政庁として東京都行政手続条例に規定する責務を負う。

(2) 運営規程の整備及び文書管理

指定管理者が、設置条例及び規則の委任により利用者の施設利用に関して必要な事項を定める場合は、公平性・透明性を担保するため、運営に関する規程を整備すること。なお、運営規程を定めようとする場合、又は変更しようとする場合は、あらかじめ都に協議し、その承認を得なければならない。

また、指定管理者及び管理受託者は、都との協議により定めた文書取扱基準に従い、管理運営業務に関する文書を保存・管理しなければならない。

(3) 情報公開及び個人情報保護

指定管理者は、産業貿易センターの管理運営に関する情報公開については、都に準じてこれを行うこと（東京都情報公開条例第38条）。

指定管理者及び管理受託者は、業務上知り得た個人情報を目的外に使用したり、本人の同意を得ず第三者に提供したりしてはならない。また、個人情報の保管についても適正な管理を行い、漏洩、紛失、毀損等がないよう必要な措置を講じなければならない（東京都個人情報の保護に関する条例第9条）。

(4) 電子情報に関するセキュリティ対策

指定管理者及び管理受託者は、コンピュータ等で取り扱う電磁的な情報について、「東京都サイバーセキュリティ基本方針」及び「東京都サイバーセキュリティ対策基準」並びに都から通達する各種サイバーセキュリティ関連通知の趣旨を踏まえ、情報管理の徹底や事故発生時の適切な対応が図られるよう、必要な措置を講じなければならない。

(5) 暴力団排除に関する取組

指定管理者及び管理受託者は、東京都暴力団排除条例の規定に準拠し、産業貿易センターの適正な管理運営のために、暴力団等を排除するための必要な措置を講じなければならない。

また、指定管理業務及び受託業務に関する下請負人等との契約において、暴力団等を排除するための特約規定を、契約書その他の書面に定めなければならない。

(6) 都の災害対策への協力

指定管理者及び管理受託者は、産業貿易センターが都の防災拠点等として位置づけられていることを踏まえ、都が災害対策のために同施設を使用しようとする時は、通常時、発災時ともに、施設の管理者として可能な限り協力を行うこと。

現在指定されている防災拠点等	指定管理者及び管理受託者の業務
東京都帰宅困難者対策条例に基づく一時滞在施設	備蓄品の保管、発災時の被災者の受入及び支援、訓練時の対応、都との連絡調整、等
震災発生時における東京都現地機動班参集拠点	装備品の保管、発災時の現地機動班の受入、訓練時の対応、都との連絡調整、等

8 業務を実施するに当たっての留意事項

業務を実施するに当たっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

- (1) 指定管理者及び管理受託者は、業務上知り得た秘密について第三者へ漏らしてはならない。
- (2) 公の施設であることを念頭において公平な運営を行うこととし、設置条例、施行規則、その他施設の運営方針に反して、特定の団体又は個人等に有利あるいは不利になる運営をしてはならない。
- (3) 障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨を踏まえ、障害者の能力と業務の特性に応じて、障害者の雇用に努めること。
- (4) 産業振興施策、防災施策、その他、都の政策と連携を図った運営を都と協議の上で行うこと。
- (5) 都及び他の行政機関等からの管理運営に関する調査・照会に回答すること。

- (6) 本書に規定するもののほか、指定管理者及び管理受託者の業務の内容及び処理について、「指定管理者募集要項」等に定めのない事項又は疑義が生じた場合については、都と協議し決定すること。

9 業務の引継ぎ等

- (1) 指定管理者の指定期間の終了又は指定取消し等により、次期指定管理者又は都に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供すること。

また、指定期間内においても、業務運営の安定性・継続性を確保するため、経常的に都と指定管理者及び管理受託者との間で、運営情報に関する情報連絡及び調整を行うこと。

- (2) 上記(1)により指定管理者が次期指定管理者又は都に業務を引き継ぐ際に、指定管理業務及び受託業務に伴って発生した全ての権利、義務も承継する。ただし、指定管理者の責に帰すべき事由により発生した法的責務や都又は第三者への損害賠償責任については、この限りではない。

なお、I 1 (1)②「利用料金等の収納」における後納料金に係る債権及び収納業務については、次期指定管理者に承継せず、自己の債権として債権管理業務を継続する。ただし、指定管理業務の継続性の観点から、債権管理情報について都が報告を求めた場合は、指定期間終了後であってもこれに応じること。

10 協定の締結等

(1) 基本協定

都議会において指定管理者の指定が議決された後、指定期間開始の前に、都と別紙2「基本協定項目一覧（予定）」の内容を含む細目について協議し、基本協定を締結すること。

(2) 年度協定

事業年度開始の前に、都と別紙3「年度協定項目一覧（予定）」の内容を含む細目について協議し、年度協定を締結すること。

(3) 事業実施計画書

事業計画において定めた事業指標のうち主要なものに関する当該年度の実施計画と年間の主な業務内容及び歳入歳出予算における四半期ごとの実施計画を策定し、事業年度開始前に都に提出し、確認を得ること。

事業実施計画書の具体的な書式は、別途、都と協議の上で定めるものとする。

(4) 利用料金承認申請

設置条例第8条第2項及び同第3項に基づき利用料金の額を定めるとき及び利用予納金の額を定めるときは、あらかじめ施行規則で定める書式（第5号様式）によって都知事宛てに申請を行い、承認を得ること。

(5) 臨時休場日承認申請

設置条例第5条及び第16条第2項第1号に基づき臨時休場日を定めるときは、あらかじめ都知事宛てに申請を行い、承認を得ること。

(6) 臨時開場時間又は開場時間外利用承認申請

設置条例第6条第2項及び第16条第2項第2号に基づき臨時に開場時間を変更するとき又は開場時間外の利用を認めるとき（時間外利用に関する規定を定める場合を含む。）は、あらかじめ都知事宛てに申請を行い、承認を得ること。

(7) プログラム等の利用許諾契約

都が著作権を有する情報システムに関するプログラム等の著作物を利用する場合は、利用開始の前に都との間で契約を締結すること。ただし、著作権使用料は無償とする。

なお、施設保全管理業務等委託に基づき、都の費用負担により指定管理者が開発した情報システムに関するプログラム等の著作権は都に帰属するものとし、これらの著作物を業務に利用する場合も、本契約を締結する必要がある。

(8) 施設保全管理業務等委託契約

産業貿易センター等施設保全管理業務等に関しては、事業年度開始の前に、都との間で契約を締結すること。

(9) その他、指定管理業務に付随する協定等

① 大規模災害の発生時における一時滞在施設の指定に関する協定

台東館は帰宅困難者対策条例第12条に基づく一時滞在施設として指定されているため、一時滞在施設の管理運営に関する協定を、都（総務局総合防災部）との間で締結すること。

② 浜松町館との業務連携

浜松町館と台東館が連携した運営を行うことにより、利用者サービスを高めることができるよう、両館は密接に業務連携を行うこと。

I 産業貿易センターの管理運営業務 【指定管理者が行う業務】

1 展示室等管理業務

(1) 展示室及び会議室の貸出等

① 展示室及び会議室の利用承認

利用者からの利用申請に基づき、適正かつ速やかに利用承認を行うこと。その際には、できるだけ多くの利用者が施設を利用できるよう、十分に配慮すること。

また、会議室については、見本市・展示会を主たる利用目的とする展示施設の一部を構成する施設としての性格を踏まえ、見本市・展示会利用者の利用に十分配慮して利用承認を行うこと。

② 利用料金等の収納

展示室・会議室の利用承認に基づき、利用（予約）者への予納金・利用料金の請求、債権管理及び収納を適正に行うこと。また、利用終了後に額が確定し請求を行う後納料金（時間外利用に係る利用料金、附帯設備の利用料金及び光熱水費の実費）については、使用実績の確認、料金の精算、請求、債権管理、収納及び未納金の督促を適正に行うこと。

利用料金等の収納方法については、2 (2) 「利用料金等収受の原則」のとおりとする。

③ 展示室及び会議室の貸出

施設の貸出に当たっては、利用者が安全かつ円滑に利用できるよう、利用規則の整備や周知、安全対策の徹底等を行うとともに、利用案内や相談対応等、質の高いサービスを提供すること。

④ 附帯設備の貸出

附帯設備（備品）について、利用申請時に複数の利用者の利用希望が重複した場合は、公平・公正に調整すること。また、使用実績を適切に把握し、公平に料金を徴収すること。

⑤ 造作の取付けその他の原状変更承認

装飾等の施行により施設、設備が損傷することのないよう、申請内容を適切に審査し、必要な助言を行うこと。また、消防設備や避難通路の機能を害さないよう、配置等について適切に指示すること。

⑥ 搬出入における荷扱場、エレベーター等の利用調整

施設の許容範囲を的確に把握し、事故や利用者間のトラブル、周辺道路の渋滞や違法駐車等が生じないように十分に利用調整及び指導を行うこと。

⑦ 展示室利用期間中の確認

法令、利用規則等で定める禁止行為の違反の有無や、装飾施行等が承認どおり施行されているかを適宜確認し、不適正な行為があるときは是正させること。

⑧ 利用終了後の原状回復確認等

装飾施行等の撤去及び清掃が適切に行われているか確認すること。仮に、施設、設備又は備品に破損が見つかったときは、次の利用に支障が生じないよう、速やかに修繕等の対策を講じるとともに、破損の原因者に対して費用弁償を求める等、損害の回復を図ること。

(2) 施設、設備及び物品の維持管理・修繕

利用者が安全かつ快適に産業貿易センターを利用できるよう、展示室及び会議室等の貸出施設（荷

扱場等の関連施設を含む。)や、設備及び物品を適切に管理及び保全すること。また、貸出物品や供用物品の管理を適切に行い、適宜、更新又は補充を行うこと。

2 利用料金及び都納付金

(1) 利用料金制度の適用

指定管理者は、施設を利用する者から徴収する利用料金により、産業貿易センターの管理運営業務を行うものとする。

① 指定管理者の収入となる額

産業貿易センター施設の利用料金は、指定管理者が自らの収入として収納する。ただし、下記②で定める、利用料金のうち実績に応じた一定額については都の収入とし、その余の額を指定管理者の収入とする。また、指定管理者の会計処理において、利用料金のうち都の収入となる額については、指定管理者の収入とは明確に区分すること。

② 都への納付金額

利用料金のうち都の収入となる額（都納付金）は、展示室及び会議室について、1日・1㎡当たりの単価を58円とし、対象期間中に利用された展示室・会議室の延貸出面積（総利用面積）を乗じた額とし、四半期ごとに都からの請求に基づき納付すること。

ただし、下記④により利用料金の減額又は免除を行った場合は、当該利用料金収入に対応する都納付金の額も、同率で減額又は免除する。

なお、夜間搬出利用料金収入及び時間外利用料金収入は、都納付金の算定対象には含まない。（詳細は、別紙4「都納付金及び施設稼働率算定基準」を参照。）

1㎡当たりの単価や、納付時期及び方法等その他細目については、協定書において定める。

③ 利用料金額の提案及び承認

利用料金については、施行規則の別表（利用料金の上限を定める表）に掲げる額を超えない範囲内（消費税及び地方消費税を含む。）において、指定管理者があらかじめ都の承認を受けて定める。

なお、正規料金体系の他に、公正な割引基準による割引料金体系を定めることもできる。ただし、特定の属性（法人格、業種・業態、所在地等。）の利用者に限定した料金の割引は、次項④の利用料金の減免に当たり、施行規則で定める場合以外は認められない。

料金（割引料金を含む。）の額を定めたときは、速やかに周知、公表しなければならない。

④ 利用料金の減免

利用団体及び利用催事等が、施行規則第7条及び東京都立産業貿易センター利用料金の減免に関する要綱に定める条件に該当する場合には、利用料金の減額又は免除を行うことができる。

ア 免除 都又は東京都内の区市町村が東京都内の商工業又は貿易の振興のために行う見本市、展示会又は講習会の開催のために、会議室又は附帯設備を利用する場合

イ 5割減額 国、独立行政法人、又は別途要綱で定める団体（東京都内に主たる事業所を有する商工業又は貿易の振興を目的とする公共的団体）が東京都内の商工業の振興又は貿易の振興のために行う見本市、展示会又は講習会の開催のために、会議室又は附帯設備を利用する場合

(2) 利用料金等收受の原則

- ① 利用料金は設置条例第9条の規定に基づき、前納させなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める場合に限り、後納とすることができる。
- ② 指定管理者は、必要があると認めるときは、前納料金の一部を「利用予納金」として、期日を定めて早期徴収することができる。その額は、展示室及び会議室の各室ごとの利用料金の2割以内とし、あらかじめ都の承認を得た上で、指定管理者が定める。
なお、利用予納金徴収の対象となるのは、利用を開始しようとする日の前日から起算して60日前までに利用の承認を受けた者とする。
利用予納金は対応する各展示室・会議室の各室ごとの利用料金に充当するものとし、他の展示室・会議室の利用料金へは充当できないものとする。
- ③ 利用料金（後納料金を除く。）は、利用料金の額からそれに対応する既納の利用予納金の額を差し引いた残額を、利用を開始する日前において指定管理者が定める期日までに納付させること。
- ④ 後納料金については、利用終了後に期日を定めて納付させること。
- ⑤ 既納の利用料金（利用予納金を含む）は、不還付を原則とする。（キャンセル料に相当する。）

3 指定管理料

- (1) 指定管理者は、上記2「利用料金及び都納付金」の規定に基づき、利用料金収入をもって指定管理業務を行うものとする。ただし、指定管理業務に要する支出の計画額が、利用料金収入の計画額を超過する場合は、その不足額分を都が指定管理料として交付する。なお、指定管理料の交付をもっても不足額が生じた際は、指定管理者の負担とする。
- (2) 上記(1)の指定管理料は、都と指定管理者との間で締結する年度協定に基づき支払う。指定管理料の額は、事業計画書を参照しつつ都において所要額を見積もり都議会で議決された予算の範囲内で、年度協定において確定する。

※ 指定管理者として選定された場合においても、事業計画書で提案した指定管理料に関する予算額及び事業規模は必ずしも保証されるわけではなく、都の政策判断により改めて決定されることに留意すること。

- (3) 上記(1)の指定管理料は、事業実施計画書において定める年間執行計画を踏まえて、原則として四半期ごとに分割で支払う。事業年度終了時における実費精算は原則行わない。
なお、指定管理料の支払方法については、東京都予算事務規則及び東京都会計事務規則に従うものとし、詳細は別途年度協定で定めるものとする。

4 開場時間

施設の開場時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、下記5「開場時間外の利用承認」に定める場合に限り、利用時間の延長を認めることができる。

また、展示室及び会議室は、以下のとおり1日未満の貸出単位での利用も可能とする。

なお、展示室の午後5時以降の利用については、午前9時から午後5時までの利用見込等を考慮し、利用開始時間について利用申請者と調整を行うことを可とする。ただし、利用申請者の同意が得られない場合は、正当な理由がない限り、調整前の利用申請者の利用開始時間を承認すること。

- (1) 展示室 午前9時から午後5時まで（8時間）、
午後5時から午後6時まで（1時間）、午後6時から午後7時まで（1時間）、
午後7時から午後8時まで（1時間）、午後8時から午後9時まで（1時間）
- (2) 会議室 午前9時から午後5時まで（8時間）、午後1時から午後9時まで（8時間）
午前9時から午後0時まで（3時間）、午後1時から午後5時まで（4時間）、
午後6時から午後9時まで（3時間）

5 開場時間外の利用承認

- (1) あらかじめ都の承認を得た上で、展示室又は会議室の時間外利用を認めることができる。
- (2) 展示室又は会議室の時間外の利用を認めることができる事由は、以下のとおりとし、開場時間と接続して利用する場合とする。
 - ① 見本市又は展示会等の開催に係る展示品の搬出入、点検、整備又は入替え
 - ② 見本市又は展示会等の開催に係る造作の取付け又は撤去等

6 荷扱場の利用時間

荷扱場（駐車場及び作業ヤード）の利用時間については、上記4の開場時間及び5の開場時間外の利用承認を得た利用時間にかかわらず、近隣住民の良好な住環境の確保に留意するため、午前7時から午前9時まで及び午後5時から午後8時までの間とする。

7 正規休場日

施設の休場日は、12月29日から31日まで及び1月1日から1月3日まで（6日間）とする。

8 臨時休場日及び開場時間の変更

指定管理者は、施設の維持管理に必要な工事・修繕を行う等、特に必要があると認めるときは、あらかじめ都の承認を得て、臨時に休場日を定め、あるいは開場時間を変更することができる。なお、現在、施設の保守点検及び改修等のための臨時休場日を除いた年間貸出可能日数は、330日として運営している。このことに留意して事業計画書を作成すること。

9 利用受付

(1) 受付方法

- ① 利用申請の受付は、見本市・展示会の運営実態を踏まえ、利用日の1年以上前から可能とするよう留意して、指定管理者が時期及び受付方法を定めること。
- ② 受付の方法及び時期は、産業貿易センターの設置目的、利用者の利便性及び施設の有効利用を考慮し、効果的、効率的なものとなるよう定めること。
- ③ 利用受付の方法については、様々な媒体を用いて、利用者への案内、周知を適切に行うこと。
- ④ 利用受付に係る問い合わせには、公平性に留意し、適切に対応すること。

(2) 利用の不承認

指定管理者は、下記の一に該当するときは利用を承認しないこと。

- ① 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

- ② 産業貿易センターの施設、設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- ③ 産業貿易センターの管理上支障があると認められるとき（搬出入の調整が困難であるとき、衛生上問題があるとき等。）。
- ④ その他、利用を不相当と認めるとき（近隣の地域住民に迷惑をかけるもの等。）。

(3) 利用承認の取消、制限又は停止

指定管理者は、下記の場合に利用の承認を取消し、制限し、停止を命ずること。

- ① 利用の目的に違反して利用したとき。
- ② 災害その他の事故により利用できなくなったとき。
- ③ 利用者が設置条例及び施行規則並びに指定管理者の指示に違反したとき。
- ④ 工事その他の都合により、知事が特に認めるとき。

10 業務実施要領

(1) 業務体制

- ① 指定管理業務及び受託業務を行うため、都が指定する場所に必要数の職員を配置すること。
- ② サービスの向上を図るため、配置する職員全員が業務全般を理解し処理できるよう、職員教育・研修を随時、適切に行うこと。
- ③ 施設に配置する職員のほか、業務運営のために必要な支援体制を、本社等を含めて組織的に構築すること。

(2) 申請手続及び様式

受付及び展示室等管理に必要な申請等様式及び手続きについて、設置条例及び施行規則で定めるもののほか、指定管理者は都の承認を得て任意に定めることができる。この場合、利用者の利便性と手続きの公平性、透明性を確保すること。

(3) 要望把握と業務への反映

利用者からの要望を適宜把握して業務へ反映すること。また、利用者等からの苦情については、指定管理者が適切に対応するとともに、都に報告すること。

(4) 利用促進活動等

利用者の利便性の向上に努めるとともに、広報宣伝活動等により台東館の周知を図り、稼働率の向上に積極的に取り組むこと。

また、利用者の求めに応じて、催事情報や利用予定表の掲示や案内、周知を適切に行うこと。

(5) 地域住民、周辺事業者、自治体等との連絡に係る業務

展示施設の運営が、地域住民及び周辺事業者の理解を得て円滑に行われるよう、地域住民等及び各行政機関への必要な連絡、説明を誠実に行うこと。

(6) 事故等緊急時の対応

急病人やけが人、犯罪等が発生した場合は、速やかに対応するとともに都へ報告すること。

また、地震等の災害が発生した場合は、速やかに来場者、職員及び施設の被害状況を把握し、必要な措置を講じるとともに都へ報告すること。

(7) 前指定期間中に受け付けた利用者の次期指定期間での利用について

指定期間が切り替わる際に指定管理者が交代となった場合、施設を利用する年度の前年度に利用の予約受付を行った分については、次期指定管理者は、前指定期間中に前指定管理者が行った利用承認を引き継いで、施設の貸出を行わなければならない。ただし、利用を不承認とすべき特段の事情が生じた場合はこの限りでない。

(8) 施設・設備の保全・管理業務

① 業務内容

台東館の建物に関する保全・管理業務（設備運転・監視、定期点検・保守、警備、清掃、環境管理等）を行う。

ア 保全・管理業務は、原則として「維持保全業務標準仕様書」（都財務局建築保全部作成で最新のもの。）に基づき実施すること。ただし、これにより難しい場合は、都の承認を得ること。

イ 上記アの結果、修繕又は工事が必要であると判明した場合は、下記(9)「施設・設備の修繕」又はⅡ 3 (1)「施設・設備の工事」に基づき、適切に対応すること。

ウ 施設、設備及び物品の管理並びに適切な環境維持（整理整頓、施設内で発生した廃棄物の処理等。）に留意すること。

② 保全・管理業務計画書

下記項目を記載した全体業務計画書を作成し、業務開始前までに都の確認を得ること。

なお、内容に変更が生じた場合には、その都度訂正し都に届け出ること。

ア 業務責任者、法定資格者一覧、連絡体制（通常、休日、夜間・緊急時等）

イ 月別業務工程表

③ 各種届出書

業務を実施するに当たり必要な各種届出書について、その写しを都に提出すること。

④ 報告

保全業務に関する報告書（日報・月報等）を、毎月1回都に提出すること。

⑤ 確認等

ア 都は、上記④の報告に基づき、必要に応じて実地確認を行う。

イ 指定管理者は、上記アに基づき都が業務改善又は修繕を指示した場合、これに従うものとし、指定管理者の負担により適切に処置すること。

(9) 施設・設備の修繕

① 基本事項

ア 起工、積算、施工管理・監督を適正に行うこと。

イ 都が定める「工事標準仕様書」（都財務局建築保全部作成で最新のもの）に基づき実施すること。ただし、これにより難しい場合は、都の承認を得ること。

ウ 指定管理者は、上記(8)の施設・設備の保全・管理業務を通じて修繕が必要な箇所を適時適切に把握して、緊急性に応じて計画的に実施すること。

② 修繕の実施及び費用負担

産業貿易センター（指定管理者専用部分）における施設・設備の修繕は、全て指定管理者の費用負担により指定管理者が実施する。

ただし、一定規模以上の工事については、都が費用を負担し、管理受託者が実施する（Ⅱ 3 (1) 「施設・設備の工事」参照）。修繕と工事の区分は、一件当たりの予定価格等を基準に、別表 1 「施設・設備の修繕・工事の実施者及び費用負担」のとおり定める。

③ 報告

修繕が完了した後は速やかに都に報告するとともに、修繕報告書（工事写真を含む。）を作成し、原則として毎月都に提出すること。

④ 確認等

ア 都は、上記③の報告に基づき、必要に応じて実地確認を行う。

イ 指定管理者は、上記アに基づき都が是正手直しを指示した場合、これに従うものとし、指定管理者の負担により適切に処置すること。

⑤ その他

修繕に関する会計処理は修繕費として扱い、資本的支出として資産計上は行わないこと。

(10) 情報システムの保守管理

① 基本事項

ア 都がプログラム等に関する著作権を有している産業貿易センターの業務システムやウェブサイト等の情報システムについて、都から利用許諾を受けて利用することができる。

イ 利用許諾を受けた情報システムの保守管理を行うに当たっては、都が定める都の情報セキュリティやホームページに関する最新の基準類との整合性を確保すること。

ウ 都から情報セキュリティに関する確認又は対策の指示があった場合、これに従い速やかに対応し、その結果を都に報告すること。

エ 指定管理者が著作権を有する情報システムの保守管理については、以下の記述にかかわらず指定管理者が自らの責任において実施すること。

② 保守管理及び費用負担

情報システムの保守管理（セキュリティ対策を除く。）は、全て指定管理者の費用負担により指定管理者が実施すること。

ただし、情報システムの改修及び情報セキュリティ対策については、都が費用を負担し、管理受託者が実施する（Ⅱ 3 (2) 「情報システムの改修等」参照）。保守管理と改修の区分は、改修の理由及び一件当たりの予定価格を基準に、別表 2 「情報システムの管理の区分」のとおり定める。

③ 報告

情報システムの保守管理により情報システムの仕様に変更が生じる場合は、直ちに都に報告すること。

④ その他

情報システムの保守管理により付加されたプログラム等の著作物は、元の情報システムと一体をなすものとみなし、その著作権は都に帰属するものとする。

(11) 産業貿易センターの管理運営に係る物品

① 物品の管理

ア 都は、原則として指定期間の開始時に、産業貿易センターの管理運営に必要な物品を指定管理者に貸与するものとし、貸与する物品の種類・数量等は、基本協定締結時までに貸与物品一覧として示す。

イ 都が指定管理者に貸与した物品及び使用不適となった貸与物品を更新するために指定管理者が購入した代替物品（以下、総称して「指定管理者への貸与物品等」という。）について、指定管理者は東京都物品管理規則（昭和 39 年規則第 90 号）に基づいて適切に管理すること。

ウ 指定管理者への貸与物品等については、都が定める物品整理簿を用いて数量、使用状況等を管理・把握すること（物品の区分の定義については、別表 3「物品購入等の区分」参照）。

② 物品の購入、修繕及び廃棄

物品の購入、修繕及び廃棄は指定管理者が実施し、費用は別表 3「物品購入等の区分」で定める物品の区分に基づき、都又は指定管理者が負担する。

③ 物品の返還

指定管理者は、指定期間終了後、指定管理者への貸与物品等を都に返還すること。

また、指定管理者への貸与物品等以外の物品で、指定管理者が利用料金によって独自に追加購入した備品及び点数管理物品についても、同様に都に譲渡すること（別表 4「物品の所有・管理方法の区分」参照）。

(12) 公租公課

指定管理業務にかかる都税としては、会社等の法人にかかる法人事業税及び法人住民税、事業を行うものにかかる事業所税、指定管理者が新たに取得した償却資産にかかる固定資産税等の納税義務者となる場合がある。これらの具体的な適用について不明な点があれば、都税事務所に確認すること。

11 事業報告等

(1) 事業報告書の提出

地方自治法第 244 条の 2 第 7 項の規定により、指定管理者は一事業年度が終了するごとに、施設管理運営業務及び収支状況とともに、当該年度の事業の内容を報告する書類を、別途都が指定する日までに都に提出すること。

報告内容は、管理業務の実施状況、施設の利用状況、自主事業の実施状況、利用料金収入の実績、管理・事業に要した経費等の収支状況等とし、その具体的内容は、別途基本協定で定める。

(2) 随時報告、実地調査及び指示

都は、地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定により、産業貿易センターの管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(3) 管理運営状況評価及び改善指示

都は、指定管理者が提出した事業報告書の確認及び分析、財務諸表の確認並びに指定管理者への実地調査又はヒアリングに基づき、外部専門家による評価委員会の専門的意見を踏まえ、指定管理者に対する管理運営状況評価を行うとともに、その結果（４段階の評価結果及び評価内容）を公表する。

また、都は、管理運営状況評価の結果を踏まえ、施設管理運営のあり方に改善が必要と判断した場合には、指定管理者に対して改善策の策定と速やかな実施を指示するとともに、その内容を公表する。

(4) 指定の取消及び業務の停止

都は、事業報告や日常的な業務把握の結果、以下の状態が確認されたときは、指定管理者に対して業務の改善を行うよう指示することができる。

- ① 管理業務又は経理処理に関する都の指示に従わないとき。
- ② 選定基準を満たさなくなつたと認めるとき。
- ③ 管理の基準を遵守しないとき。
- ④ 指定管理者の帰責事由により、管理を継続させることが適当でないと認めるとき。

また、指定管理者が当該指示に従わない場合は、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項に基づき、指定の取消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部を停止させることができる。

Ⅱ 産業貿易センター等施設保全管理業務等 【管理受託者が行う業務】

1 基本事項

(1) 業務責任者の選任

業務の実施に先立ち業務責任者を選任すること。

(2) 法定資格者の選任

本業務を実施するにあたり、上記総則6「資格」のとおり、必要な法定資格者を選任すること。

(3) 損害賠償

管理上の瑕疵による施設、設備の故障等に起因して指定管理者又は第三者に対して生じた損害（施設貸出の停止や展示物の損傷等。）について、都はこれを補償しない。

(4) 緊急対応

災害時や機器故障等緊急時の対応は、管理受託者が行う。その費用負担については、「指定管理者募集要項」の8「指定管理者と都の責任分担」に応じて定め、詳細は都と指定管理者との間で協議し、分担を決定する。

(5) 施設保全管理台帳の整備

管理受託者は、施設保全管理台帳を整備し、施設・設備の修繕・工事等を行った場合、完了後直ちにその内容、完了日、施工業者等を記録すること。

(6) その他

本書に記載のない事項であっても、施設の維持管理のために通常必要とされる業務については、これを適切に行うこと。

2 業務経費

(1) 施設保全管理業務等に必要な経費は、都が負担する。

(2) 上記の業務経費は、都と管理受託者との間で締結する委託契約に基づき、委託料として支払う。委託料の額は、事業計画書を参照しつつ都において所要額を見積もり都議会で議決された予算の範囲内で、委託契約書において確定する。

(3) 委託料は、事業実施計画書において定める年間執行計画を踏まえて、原則として四半期ごとに分割・概算払いで支払い、事業年度が終了するごとに実費精算する。

なお、委託料の支払方法及び精算方法については、東京都予算事務規則及び東京都会計事務規則に従うものとし、詳細は別途委託契約書で定めるものとする。

※ 指定管理者として選定された場合においても、事業計画書で提案した予算額及び事業規模は必ずしも保証されるわけではなく、都の政策判断により決定されることに留意すること。

(4) 本業務の対象となる修繕及び工事については、事前に都と協議の上で実施すること。ただし、緊急を要する場合は、管理受託者の判断で実施した後、速やかに都に報告すること。

3 業務実施要領

(1) 施設・設備の工事

① 基本事項

ア 管理受託者は、上記 I 10(8)に定める「施設・設備の保全・管理業務」を通じて工事が必要な箇所を適時適切に把握して、緊急性に応じて計画的に実施すること。また、都が工事を指示した場合は、速やかに実施すること。

イ 上記アの工事については、事前に都と協議の上で実施すること。ただし、緊急を要する場合は、管理受託者の判断で実施した後、速やかに都に報告すること。

ウ その他の事項については、上記 I 10(9)①「基本事項」に準拠して行うこと。

② 工事の実施及び費用負担

施設の修繕工事のうち一定規模のものについては、管理受託者が実施する。また、その経費については、別表 1「施設・設備の修繕・工事の実施者及び費用負担」のとおり、予定価格及び施工場所に応じて、指定管理者又は都で分担する。

ただし、別に定める大規模工事は、都が発注し、費用を負担する。その際に、管理受託者は施設の管理者として、必要に応じて施工に協力すること。

③ 報告

工事が完了した後は、速やかに工事報告書（工事写真を含む。）を作成し、都に提出すること。

④ 検査

ア 管理受託者は、都の指示により、工事完了検査（必要な場合は中間検査）を受けること。

イ 管理受託者は、上記アに基づき都が是正手直しを指示した場合、これに従うものとし、管理受託者の責任により適切に処置すること。

⑤ その他

工事に伴い新たに形成された資産の所有権は都に帰属するものとし、工事に関する会計処理は修繕費と同様に扱い、資本的支出として資産計上は行わないこと。

(2) 情報システムの改修等

① 基本事項

ア 管理受託者は、上記 I 10(10)「情報システムの保守管理」の①に定める情報システムについて、隠れた瑕疵の修補を目的とした改変又は一定規模以上の改変、若しくはセキュリティ対策を目的とした保守管理又は改変の必要が生じたときは、緊急性に応じて計画的に実施すること。また、都が改修等を指示した場合は、速やかに実施すること。

イ 上記アの対策については、事前に都と協議の上で実施すること。ただし、緊急を要する場合は、管理受託者の判断で実施した後、速やかに都に報告すること。

ウ その他の事項については、上記 I 10(10)①「基本事項」に準拠して行うこと。

② 改修等の実施及び費用負担

情報システムの改修等については、情報システムの改変の理由及び一件当たりの予定価格を基準に、別表 2「情報システムの管理の区分」のとおり管理受託者が実施し、都が費用を負担する。

③ その他

情報システムの改修及び情報セキュリティ対策に係る完了報告及びプログラム等の著作権につい

ては、上記 I 10(10)「情報システムの保守管理」の③及び④に準拠する。

(3) 共用部分に関する保全・管理業務及び修繕

- ① 管理受託者は、共用部分の施設・設備に関する保全・管理業務及び修繕を実施すること。
- ② 保全・管理業務について、指定管理施設に関する業務と共用部分に関する業務を一体的に外部委託する場合は、合理的な算定方法によりそれぞれの経費を区分し、前者は指定管理業務、後者は本業務として会計処理を行うこと。
- ③ 修繕については、管理受託者が保全・管理業務を通じて必要な箇所を適時適切に把握し実施すること。また、都が修繕を指示した場合は、速やかに実施すること。
- ④ 工事が必要となる場合は、上記(1)「施設・設備の工事」を適用する。
- ⑤ その他の業務の処理に関する事項については、上記 I 10(8)「施設・設備の保全・管理業務」及び(9)「施設・設備の修繕」に準拠する。

(4) 合同庁舎入居機関との連絡調整等

合同庁舎の維持管理を行う上で必要な、合同庁舎入居機関及び都との間の連絡調整を行うこと。

また、管理費・光熱水費等の入居機関ごとの分担金を、各入居機関が締結した管理協定等の規定に基づき計算の上、都に報告すること。

(5) その他の業務

- ① 消防訓練の実施
- ② 自衛消防隊の編成及び自衛消防訓練審査会への参加
- ③ 都が事業費の所要額を算定するために必要となる見積資料等の収集、提出
- ④ 施設の保安全管理に関する行政機関等からの調査・照会に対する回答

Ⅲ 自主事業の運営（任意）

1 自主サービス事業

(1) 基本事項

- ① 指定管理者は、設置条例で定める施設及び附帯設備（備品）の貸出業務に加え、利用者サービスの向上を目的として、独自に物品貸出及びインターネット接続サービスの提供等を、利用希望者が確実に利用できるよう都と協議の上、指定管理業務に付随する業務として行うことができる。
- ② 自主サービス事業を実施する場合は、あらかじめ「事業実施計画書」に記載して都に提出し、利用料金を始めとした利用条件等について、その確認を得ること。
- ③ 自主サービス事業の実施に際しては、利用希望者へのサービス提供の公平性やサービス利用の選択の自由の確保を図るため、利用規則を定めて適正に運営すること。
- ④ 自主サービス事業の用に供するための機器・備品等の保管場所及び設置場所として指定管理施設の一部を占有使用しようとする場合は、都からの使用許可その他の特段の手続きを経ることなく、当該事業の実施について上記②により都の確認を得たことをもって使用することができる。
- ⑤ 自主サービス事業の用に供するため、指定管理施設の一部を第三者に使用させて機器・備品等（例：自動販売機）を設置しようとする場合は、事前に都の了承を得るとともに、都が必要と判断した時は使用を中止することができるよう、適切な契約を締結した上で実施すること。

(2) 収入及び費用負担

- ① 自主サービス事業により得られた収入は、全て指定管理者の収入とする。
ただし、上記（1）⑤により第三者に指定管理施設の一部を使用させることに伴い、施設の使用料又は賃料に相当する収入（光熱水費等の実費を除く。）を得た場合は、都に納付すること。
- ② 自主サービス事業の実施のために要する費用（初度調弁費、維持管理費、人件費等）は、全て指定管理者が負担するものとし、指定管理料の交付対象とはならない。
- ③ 自主サービス事業の運営は、指定管理業務及び受託業務とは会計を明確に区分して経理すること。

2 自主企画業務

(1) 基本事項

- ① 指定管理者は、指定管理施設を有効活用し、自らの責任で、自主企画業務の運営を行うことができる。
- ② 自主企画業務の運営業務を実施する場合は、あらかじめ毎年度策定する「事業実施計画書」に記載して都に提出し、その確認を得ること。
- ③ 自主企画業務の運営を実施するために展示室・会議室及び附帯設備を利用する場合は、設置条例及び施行規則で定める手続きに従い、自らに対して利用申請及び利用承認を行い、所定の利用料金を支払い利用すること。
- ④ 自主企画業務の運営の実施に際しては、利用者の施設利用に支障を生じさせる等、指定管理施設の管理運営を妨げるようなことのないよう十分に留意して、企画提案を行うこと。

(2) 収入及び費用負担

- ① 自主企画業務の運営により得られた収入は、全て指定管理者の収入とする。
- ② 自主企画業務の運営に要する経費については、都は一切負担をせず、指定管理者自ら財源を確保すること。
- ③ 自主企画業務の運営は、指定管理業務及び受託業務とは会計を明確に区分して経理すること。

別 紙

別紙 1 定義集

- 1 「都」とは、地方自治体である東京都をいう。
- 2 「都議会」とは、東京都議会をいう。
- 3 「設置条例」とは、東京都立産業貿易センター条例（昭和 58 年東京都条例第 16 号）をいう。
- 4 「施行規則」とは、東京都立産業貿易センター条例施行規則（昭和 58 年東京都規則第 80 号）をいう。
- 5 「産業貿易センター」とは、設置条例に基づき設置された、東京都立産業貿易センターをいう。
- 6 「台東館」とは、設置条例に基づく、産業貿易センター台東館をいう。
- 7 「合同庁舎」とは、都及び台東区が区分所有する合築建物全体をいう。
- 8 「指定管理者」とは、地方自治法第 244 条の 2 及び設置条例に基づき、台東館の管理を行う者として都が指定した法人その他の団体をいう。
- 9 「管理受託者」とは、指定管理者が、都との委託契約に基づき、指定管理業務外の受託業務として「産業貿易センター等施設保全管理業務等」を実施する際の役割のことをいう。
- 10 「自主事業」とは、設置条例で定める指定管理業務に付随して、産業貿易センターの利用者に対して、設置条例で定める附帯設備以外の備品の貸出、その他のサービスの提供等を自らの責任に基づき実施する事業と、産業貿易センター施設を活用し、自主企画による展示会等の催事の運営等を行うことをいう。
- 11 「利用料金」とは、設置条例に基づき指定管理者が施設を利用する者から徴収する料金をいう。
- 12 「都納付金」とは、利用料金のうち施設の貸出実績に応じた一定額について指定管理者が都に納付する部分をいう。
- 13 「指定管理料」とは、指定管理業務に要する経費の財源として、都から指定管理者に交付する委託料をいう。

別紙2 基本協定項目一覧（予定）

1 総則

- 協定の目的
- 管理運営の基本方針
- 管理運営業務の実施
- 管理運営施設の概要
- 施設の使用範囲
- 指定の期間
- 遵守義務
- 守秘義務

- 再委託の禁止
- 権利義務譲渡の禁止
- 知的財産権の帰属
- 物品の使用
- 経理の明確化
- 金銭債権の相殺
- 文書の管理・保存
- 運営規程の整備

- 事業実施計画
- 事業報告書の提出
- 管理運営状況評価の実施

- 一般的損害
- 第三者への賠償
- 事故報告等、特別報告
- 立入検査、調査及び改善勧告
- 指定の取消し又は業務の停止命令
- 不可抗力等による指定の取消し及び業務の停止の協議
- 不可抗力等による損害への対応
- 不可抗力等による事業計画の変更の協議
- 指定管理者の引継ぎ
- 原状回復義務

- 個人情報の保護
- 電子情報の取扱いに関する特記事項
- プログラム等の利用許諾
- 暴力団等の排除に関する特記事項
- 不当介入に関する通報報告
- 労働関係法令の遵守

- 信義誠実の原則
- 東京デジタルファースト条例の遵守
- DX推進に向けた5つのレスの推進
- 社会的責務

2 産業貿易センターの管理運営業務

- 管理運営経費（利用料金の充当、指定管理料の交付）
- 都納付金の納付
- 利用料金の設定
- 臨時休場日の設定
- 開場時間の臨時変更又は時間外利用
- 自主事業の実施
- 施設の目的外使用
- 行政手続条例の適用
- 情報公開
- 共用部分の光熱水費等の分担

3 産業貿易センター等施設の保全管理業務等

- 施設保全管理運営経費
- 施設保全管理上必要な措置
- 災害対策（東京都帰宅困難者対策条例に基づく一時滞在施設）

4 専用部分及び共用部分の区分

- 合築建物の専用部分及び共用部分の区分

5 その他

- 有資格者の選任
- 電気工作物の維持・管理
- 雑則（疑義の決定、協定の変更、等）
- その他、都と指定管理者との協議により必要とする事項

別紙3 年度協定項目一覧（予定）

- 1 総則
 - 年度協定の期間
 - 雑則（疑義の決定、協定の変更、等）
- 2 産業貿易センターの管理運営業務
 - 指定管理料の対象、金額、交付方法
 - 都納付金の計算方法及び納付方法
 - 施設稼働率の算定基準
- 3 産業貿易センター等施設保全管理業務等
 - 委託業務に関する細目（委託契約）
- 4 指定管理者評価制度
 - 指定管理者管理運営状況評価の実施方法
- 5 その他
 - その他、都と指定管理者との協議により必要とする事項

別紙 4 都納付金及び施設稼働率算定基準

1 都納付金算定基準

(1) 換算利用日数の算定方法

算定対象期間中に収入計上した展示室又は会議室の利用料金実収入額の総額を、1日当たりの全館利用料額で割った値。

(2) 利用料金実収入額の算定対象

定時利用料金収入（ただし、展示室における夜間搬出利用料金収入を除く。）並びに予納金及び既納の利用料金について予約取消後に不還付額とし収入計上した額（キャンセル料収入）を合算した額。ただし、指定管理者が設定した割引料金を適用した場合は、割引前の正規料金で算定する。

(3) 総利用面積の算定方法

展示室又は会議室の総面積に算定対象期間中の換算利用日数を乗じた値。

(4) 都納付金の算定方法

算定対象期間中の総利用面積に1日・1㎡当たりの納付単価58円を乗じた額。

都納付金額	= 総利用面積 × 納付単価
総利用面積	= 貸出施設総面積 × 換算利用日数
換算利用日数	= 利用料金実収入額（割引前）÷ 1日当たり全館利用料額
利用料金実収入額	= 定時利用料金収入額 + キャンセル料収入額

(注) 上記の計算方法により、都納付金の算定対象に含まれない利用料金収入は、以下のとおり。

- ① 施設利用料金収入（展示室）のうち夜間搬出利用料金収入
- ② 施設利用料金収入のうち時間外利用料金収入
- ③ 附帯設備利用料金収入
- ④ 光熱水費利用料金収入（実費）
- ⑤ 指定管理者の自主事業に伴う料金収入

2 施設稼働率算定基準

(1) 利用可能日数の算定方法

算定対象期間の総日数から、当該期間中の休場日（設備点検等の臨時休場日を含む。）の数を差し引いた日数。

(2) 換算日数の算定方法

算定対象期間中に収入計上した展示室又は会議室の定時利用料金収入の総額（都納付金を控除する前の額とする。）を、1日当たりの全館利用料額で割った値。

ただし、展示室における夜間搬出利用料金収入については、その総額を1時間当たりの全館夜間搬出利用料額で割り、それを12（時間）で割って日数に換算した値。

(3) 稼働率の算定方法

展示室、会議室おのおのについて、換算日数を利用可能日数で割った値の百分率。

(4) 利用料金を減免又は割引した場合の特例

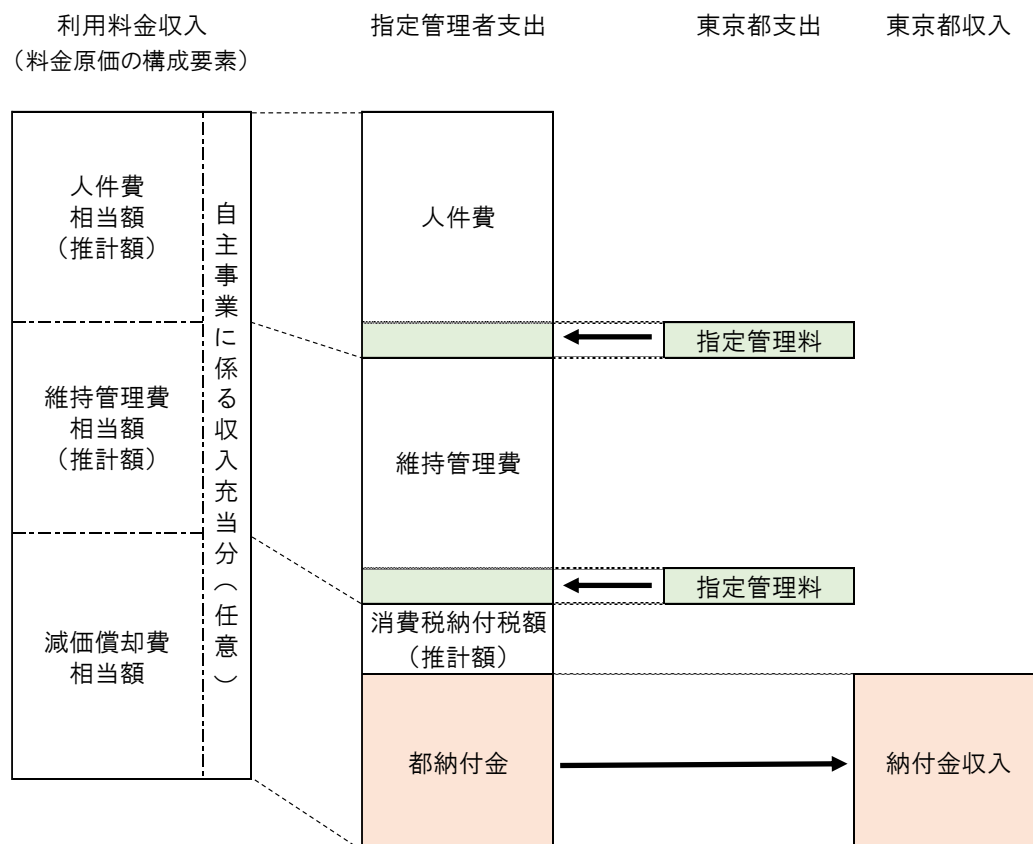
設置条例第8条第6項及び施行規則第7条の規定に基づき利用料金の減額及び免除を行った場合は、減免を行わなかったとした場合の利用料金を基に換算日数及び稼働率を算定する。

指定管理者が設定した割引料金を適用した場合も、料金減免の場合と同様に算定する。

$$\text{稼働率} = \text{換算日数} \div \text{利用可能日数} \left(\text{算定対象期間総日数} - \text{休場日数} \right)$$
$$\begin{aligned} \text{換算日数} = & \text{定時利用料金収入額（減免・割引前）} \div \text{1日当たり全館利用料額} \\ & + \\ & \text{夜間搬出利用料金収入額（割引前）} \div \text{1時間当たり全館夜間搬出利用料額} \div 12 \end{aligned}$$

別紙5 管理運営収支スキームの模式図

1 利用料金収入、指定管理料及び都納付金



【指定管理料】

- 上記図では、センターの管理運営に係る年間の支出が、指定管理業務の収入(利用料金収入及び自主事業に係る収入の充当分)を超過したケースを想定しています。
- 都が支払う指定管理料は、年度ごとに都の予算の範囲内で指定管理者との協議を行い、年度協定を締結の上支払われます。
- なお、指定管理料は原則精算を行わないため、指定管理業務に要する支出計画額を超える支出の発生や、利用件数減による減収により、都が支出する指定管理料以上の収支差損が生じた場合は、指定管理者の負担となります。ただし、収支差益が生じた場合は、自己の利益とすることができます。

【納付金】

- 利用料金の単価(設置条例及び施行規則で定める上限額)は、管理運営コストの年間支出推計額を想定利用件数で除し、算定しています。
- 利用料金単価は、収支均衡となるモデル計算で算定しており、利益は見込んでいません。指定管理者は、都のモデル計算を超える費用縮減や、利用件数増による増収を実現することで収支差益が発生した場合に、自己の利益とすることができます。ただし、収支差損が生じた場合は、指定管理者の負担となります。
- 都納付金の納付総額は定額ではなく、貸出実績に比例して増減します。
(納付金単価〔58円/日・㎡〕× 貸出実績)
なお、収支差損が生じる場合であっても、都納付金の減額や免除は行われません。

別 表

別表１ 施設・設備の修繕・工事の実施者及び費用負担

区分	定義	産業貿易センター (指定管理者専用部分)		共用部分	
		実施者	費用負担	実施者	費用負担
修繕	20 万円未満	指定管理者		管理受託者	指定管理者 ／都／区
工事	20 万円以上	管理受託者	都	管理受託者	都／区
大規模 工事	別に定める工 事区分による	都	都	都	都／区

※ 施設内の各区分の配置については、別途配布する「東京都立産業貿易センター台東館図面集」を参照のこと。

※ 修繕及び工事の区分は、一件当たりの予定価格に基づいて、上表のとおり処理すること。ただし、共用部分の修繕及び工事の区分については、別途都と台東区との協議により定める基準に従い区分するものとする。

※ 大規模工事は、別途都と台東区が協議して定める工事区分（種別、規模・金額等）に基づき都が実施し、台東区が応分の費用を負担する。

※ 管理受託者が実施し都が費用負担する場合の費用は、都から委託料として支払う。

別表２ 情報システムの管理の区分

区分	定義	都から利用許諾を 受けたシステム		指定管理者の 固有システム	
		実施者	費用負担	実施者	費用負担
保守管理	経常的な保守管理	指定管理者		指定管理者	
	10 万円未満の改変				
セキュリ ティ対策	セキュリティ対策 を目的とした保守 管理及び改変	管理受託者	都	指定管理者	
改修	隠れた瑕疵の修補 を目的とした改変	管理受託者	都	指定管理者	
	10 万円以上の改変				

※ 「保守管理」区分の対象は、「セキュリティ対策」及び「改修」に係る業務を除く。

※ システムを改変する場合の保守管理及び改修の金額による区分は、一件当たりの予定価格に基づいて、上表のとおり処理すること。

※ 都から利用許諾を受けたシステムについてセキュリティ対策又は改修が必要となった場合は、都と協議の上で実施する。

※ 管理受託者が実施し都が費用負担する場合の費用は、都から委託料として支払う。

別表 3 物品購入等の区分

区分		定義		初度調弁等		購入・修繕・廃棄	
				実施者	費用負担	実施者	費用負担
専有 部分	備品	10 万円以上		管理受託者	都	指定管理者	
	点数管理 物品	10 万円 未満	別途定め る物品				
	消耗品		上記以外 の物品				
共用 部分	共用部分 管理備品	共用部分に配備す る物品及び建物管 理用備品		管理受託者	都	管理受託者	都
	共用部分 管理消耗品	共用部分の管理運 営に供する消耗品		管理受託者	都	管理受託者	指定管理者／ 都／区

※ 「初度調弁等」は、貸与時に耐用年数が超過していた物品の更新を指す。購入・修繕・廃棄は、貸与物品の経常的な維持・更新及び新規物品の追加購入を指す。

※ 上表にかかわらず、指定管理者が自主事業として有料貸出サービスをおこなう物品の初度調弁等については、指定管理者が実施し、指定管理者が費用負担を行う。

※ 専有部分の物品の区分（備品／点数管理物品／消耗品）は、購入時の予定価格（単価）等に基づいて、上表のとおり処理すること。

※ 点数管理物品は、備品には該当しない物品のうち、盗難・紛失のリスクが高く、厳重な管理が必要な物品として都が別途指定するもの（コンピュータ及び周辺機器、映像・音響機器、重要な工具・器具類等）及び設置条例で定める附帯設備（備品）を指す。

※ 管理受託者が実施し都が費用負担する場合の費用は、都から委託料として支払う。

※ 共用部分管理消耗品については、使用場所を所管する者の負担とする事を原則とし、共用部分については、面積比率等に基づき分担する。

別表 4 物品の所有・管理方法の区分

区分					指定期間中の所有権	物品管理方法	指定期間終了時の取り扱い	
備品・点数管理物品	センターの管理運営業務	指定管理者への供用物品等	都からの供用物品	保全物品	都	物品整理簿で管理	都へ返還	
			委託料により購入した物品（初度調弁）					
		指定管理者が購入・取得した物品	利用料金収入により購入した物品	追加物品	指定管理者	物品整理簿で管理	都へ譲与	
			自主財源により購入した物品、贈与等により取得した物品	自己取得物品		指定管理者の独自管理	自由処分	
	共用部分等の管理運営業務	管理受託者への供用物品等	都からの供用物品	委託物品	都	物品整理簿で管理	都へ返還	
			委託料により購入した物品					
	借用動産	利用料金収入により借用している物品				(リース業者)	借用動産整理簿で管理	契約解除又は次期指定管理者へ承継
		委託料により借用している物品						
自主財源により借用している物品				指定管理者の独自管理	自由処分			
消耗品	利用料金収入により購入した消耗品				指定管理者	現物管理	処分又は次期指定管理者へ承継	
	委託料により購入した消耗品							
	自主財源により購入した消耗品							自由処分

※ 指定期間終了時に都へ返還又は譲与する物品については、別途都が定める様式を用いて現在高を照合した上で引き渡すこと。

※ 指定期間終了後の消耗品の具体的な取り扱いについては、次期指定管理者との協議により定める。

別表5 台東館利用料金体系表（上限額）

1. 施設

(1) 展示室 （単位：円）

利用種別		面積	貸出単位						
			一日	日中	夜間			夜間搬出	時間外
			9時～21時 (12時間)	9時～17時 (8時間)	17時～18時 (1時間)	18時～19時 (1時間)	19時～20時 (1時間)	20時～21時 (1時間)	17時～21時 1時間につき
4階展示室	一室利用	1,495㎡	469,200	312,800	39,100	39,100	39,100	39,100	9,500
	半室利用	747.5㎡	234,600	156,400	19,550	19,550	19,550	19,550	4,750
5階展示室	一室利用	1,479㎡	464,100	309,400	38,700	38,700	38,700	38,700	9,400
	半室利用	739.5㎡	232,050	154,700	19,350	19,350	19,350	19,350	4,700
6階展示室	一室利用	1,479㎡	464,100	309,400	38,700	38,700	38,700	38,700	9,400
	半室利用	739.5㎡	232,050	154,700	19,350	19,350	19,350	19,350	4,700
7階展示室	一室利用	1,383㎡	434,100	289,400	36,200	36,200	36,200	36,200	8,800
	半室利用	691.5㎡	217,050	144,700	18,100	18,100	18,100	18,100	4,400
全展示室利用		5,836㎡	1,831,500	1,221,000	152,700	152,700	152,700	152,700	37,100

※上記面積及び利用料金額には、展示室付属の控室・給湯室の面積及び利用料金を含む。

※「夜間搬出」欄は、展示室を17時～21時の間に、「時間外」欄は展示室を開場時間以外に、展示品等の搬出入、設営又は撤去等のために利用する場合の利用料金を表す。

(2) 会議室 （単位：円）

利用種別		面積	貸出単位					
			一日	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間
			9時～21時 (12時間)	9時～12時 (3時間)	13時～17時 (4時間)	18時～21時 (3時間)	9時～17時 (8時間)	13時～21時 (8時間)
会議室A	一室利用	67.4㎡	20,000	6,000	8,000	6,000	14,000	14,000
会議室B	一室利用	67.4㎡	20,000	6,000	8,000	6,000	14,000	14,000

※ 上表の利用料金額には、会議室備え付けの机・椅子の利用料金を含む。

2. 附帯設備

（単位：円）

品目		貸出単位
		一日
展示台	1個	90
商談机	1個	80
商談いす	1個	65
放送設備	一式	1,500

※ 附帯設備利用料金は、実際の利用時間が一日未満であっても、全て一日当たり料金を適用する。